

一般社団法人日本ボッチャ協会  
利益相反ポリシー

1 目的等

一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」という。）は、その事業を推進するに当たり、本協会と本協会の役職員等との間に生じ得る利益相反を、以下のとおり適正に管理する。

- (1) 本協会は、透明性の高い事業運営を実現するため、利益相反管理体制を構築し、これを継続的に運用する。
- (2) 本協会は、本協会の役職員等において、利益相反による弊害を抑えることが自身らの責務であると認識するよう、利益相反に関する啓発活動を実施する。
- (3) 本協会は、本協会の役職員等に対し、利益相反管理体制の構築及び維持のために必要な情報の開示を求め、適切に処理する。

2 利益相反取引該当性

本協会は、以下の(1)及び(2)に定める行為を「利益相反」とし、利益相反規程の定めに従い、「利益相反」に該当する可能性のある取引を広く捉え、利益相反マネジメント委員会にて審議するものとする。

- (1) 役職員等としての地位と、当該役職員等の得る利益との間に社会通念上の関連性があり、当該役職員等が当該利益を得ることによって、本協会に対する社会的信頼を害する危険のある行為
- (2) 役職員等としての地位に基づく責任又は義務の内容と、当該役職員等の本協会以外の活動における責務の内容とが相反している関係にあり、当該役職員等が本協会以外の活動における責務を行うことによって、本協会に対する社会的信頼を害する危険のある行為

3 利益相反の承認における判断基準

本協会の役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、委員会は、本協会としてこれを許容できないものと判断する。本協会の役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 本協会の役職員等が本協会の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
- (2) 当該取引により、本協会の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合
- (3) 本協会の役職員等が、本協会における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合

付則

本ポリシーは、令和3年7月20日より施行する

以上